

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（許可申請書の記載事項）</u>            第5条 法第5条第1項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>— <u>公園施設の設置の許可申請書</u></p> <p>ア <u>申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）</u></p> <p>イ <u>公園施設の種類及び数量</u></p> <p>ウ <u>公園施設の設置目的</u></p> <p>エ <u>公園施設の設置期間</u></p> <p>オ <u>公園施設の設置場所</u></p> <p>カ <u>公園施設の管理組織</u></p> <p>キ <u>公園施設の管理規則及び経理計画</u></p> <p>ク <u>公園施設の構造及び規模</u></p> <p>ケ <u>公園施設の設置工事の期間</u></p> <p>コ <u>公園施設の設置工事費の調達計画</u></p> <p>サ <u>アからコまでに掲げるもののほか、 区長が指示する事項</u></p> <p>— <u>公園施設の管理の許可申請書</u></p> <p>ア <u>申請者の住所、氏名及び職業</u></p> <p>イ <u>公園施設の所在、種類及び数量</u></p> <p>ウ <u>公園施設の管理目的</u></p> <p>エ <u>公園施設の管理期間</u></p> <p>オ <u>公園施設の管理組織</u></p> <p>カ <u>公園施設の管理規則及び経理計画</u></p> <p>キ <u>アからカまでに掲げるもののほか、 区長が指示する事項</u></p> <p>— <u>許可を受けた事項の変更の許可申請書</u></p> <p>ア <u>申請者の住所、氏名及び職業</u></p> <p>イ <u>変更する事項</u></p> <p>ウ <u>変更する理由</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げるもののほか、 区長が指示する事項</u></p> <p><u>（土地の使用料）</u>            第7条 公園施設を設置し、又は管理する者からは、その使用する土地について、別表第3の範囲内で規則で定める使用料を徴収する。</p>	<p><u>（許可申請書の記載事項）</u>            第5条 法第5条第1項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 <u>公園施設の設置の許可申請書</u></p> <p>— <u>申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）</u></p> <p>— <u>公園施設の種類及び数量</u></p> <p>— <u>公園施設の設置目的</u></p> <p>— <u>公園施設の設置期間</u></p> <p>— <u>公園施設の設置場所</u></p> <p>— <u>公園施設の管理組織</u></p> <p>— <u>公園施設の管理規則及び経理計画</u></p> <p>— <u>公園施設の構造及び規模</u></p> <p>— <u>公園施設の設置工事の期間</u></p> <p>— <u>公園施設の設置工事費の調達計画</u></p> <p>— <u>前各号に掲げるもののほか、区長が指示する事項</u></p> <p>2 <u>公園施設の管理の許可申請書</u></p> <p>— <u>申請者の住所、氏名及び職業</u></p> <p>— <u>公園施設の所在、種類及び数量</u></p> <p>— <u>公園施設の管理目的</u></p> <p>— <u>公園施設の管理期間</u></p> <p>— <u>公園施設の管理組織</u></p> <p>— <u>公園施設の管理規則及び経理計画</u></p> <p>— <u>前各号に掲げるもののほか、区長が指示する事項</u></p> <p>3 <u>許可を受けた事項の変更の許可申請書</u></p> <p>— <u>申請者の住所、氏名及び職業</u></p> <p>— <u>変更する事項</u></p> <p>— <u>変更する理由</u></p> <p>— <u>前各号に掲げるもののほか、区長が指示する事項</u></p> <p><u>（土地又は公園施設の使用料）</u>            第7条 公園施設を設置し、又は管理する者からは、その使用する土地又は公園施設について、別表第3の範囲内で規則で定める使用料を徴収する。</p>

2・3〔略〕

(占用料等)

第12条〔略〕

2 公園を占用するに当たり、付属設備を使用する者からは、当該設備の種別に応じ、1時間につき90円又は1日につき100円を上限として規則で定める使用料を徴収する。

3〔略〕

(行為の制限)

第13条 公園内では、次の行為をしてはならない。ただし、第1号から第5号までに掲げる行為については、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。

～〔略〕

喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。)をすること(区長が別に定める場所を除く。)

〔略〕

別表第3

土地の使用料

種別	単位	金額
土地	1平方メートル、1月	2,031円

別表第5

公園の占用料

種別	単位	金額
電柱、標識	〔略〕	1,856円
水道管、下水管、ガス管、電線	〔略〕	825円
鉄塔	〔略〕	1,375円
変圧塔、マンホール類	〔略〕	1,375円
郵便差出箱、信書便差出箱	〔略〕	550円
公衆電話所	〔略〕	1,375円
地下の占用物件	〔略〕	〔略〕 1,038円
		〔略〕 412円

2・3〔略〕

〔同左〕

第12条〔略〕

2 公園を占用するに当たり、付属設備を使用する者からは、当該設備の種別に応じ、1時間につき70円又は1日につき100円を上限として規則で定める使用料を徴収する。

3〔略〕

〔同左〕

第13条〔同左〕

～〔略〕

喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第25条の4第2号に規定する喫煙をいう。)をすること(区長が別に定める場所を除く。)

〔略〕

別表第3

1 土地の使用料

種別	単位	金額
土地	1平方メートル、1月	1,693円

2 公園施設の使用料

種別	単位	金額
公園施設	1か所、1月	14,000円

別表第5

公園の占用料

種別	単位	金額
電柱、標識	〔略〕	1,583円
水道管、下水管、ガス管、電線	〔略〕	703円
鉄塔	〔略〕	1,173円
変圧塔、マンホール類	〔略〕	1,173円
郵便差出箱、信書便差出箱	〔略〕	469円
公衆電話所	〔略〕	1,173円
地下の占用物件	〔略〕	〔略〕 865円
		〔略〕 351円

高架の占用物件	〔略〕	687円	高架の占用物件	〔略〕	586円	
天体、気象又は土地の観測施設	〔略〕	1,184円	天体、気象又は土地の観測施設	〔略〕	987円	
写真撮影のための常時占用	〔略〕	10,800円	写真撮影のための常時占用	〔略〕	9,360円	
写真撮影のための臨時的な占用	〔略〕	16,875円	写真撮影のための臨時的な占用	〔略〕	14,625円	
墨田区立隅田公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占用	1平方メートル	午前6時から午前10時まで	〔新設〕	〔新設〕		
		午前10時から午後4時まで				34円
		午後4時から午後10時まで				34円
その他の占用	〔略〕	45円	その他の占用	〔略〕	39円	

### 付 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第13条第10号の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の第12条第2項、別表第3及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料又は占用に係る占用料から適用する。